

費用弁償

ボランティア活動は、無償が原則です

でも最近では、活動の報酬としてではなく、その活動に伴う材料費や交通費などに相当するお金（実費）は、依頼者にご負担いただく考えがあります。このことを「費用弁償」といいます。

ボランティアの方に、活発に気持ちよく活動してもらうためにも、ご検討下さい！

ボランティア保険

活動の事故に備えて、ボランティアの方へは保険の加入をおすすめしておりますが、すべての事故に保険が適用されるわけではありませんので、あらかじめご理解ください。

ボランティア活動の事故は次のようなものがあります。

【傷害事故】ボランティア自身が活動中に事故にあったり、ケガをした場合

【賠償責任事故】活動中に相手にケガをさせたり、活動先で物を壊してしまった場合

市民のボランティア活動に対しては、「横浜市市民活動保険」が適用されます。

◆市民活動保険とは...◆

- ・市民であれば加入している 登録や掛金は必要なし
- ・事故が起きた場合の届け出先は区役所総務課（1ヶ月以内）
- ・活動内容によっては適用されない場合もある

例) 実費を超えた「費用弁償」が支給されている場合／単発の活動／学校管理下の行事・福祉講座等

ボランティア 依頼のしおり



ボランティアは、社会に暮らす一員として、共に支えあい、学びあいながら進めていく活動です。

一人ひとりが「自分の意志でできることをしよう」という活動で、仕事のように「～しなければならない」というものではありません。

ボランティアを依頼する方にとっても、活動する方にとっても、お互いに気持ちいいものになるように心がけましょう！

鶴見区ボランティアセンター (区社会福祉協議会内)

開館 * 月～土 9:00～17:00

(祝祭日・年末年始は除く)

住所 * 〒230-0051 鶴見区鶴見中央4-37-37
リオベルデ鶴声2階

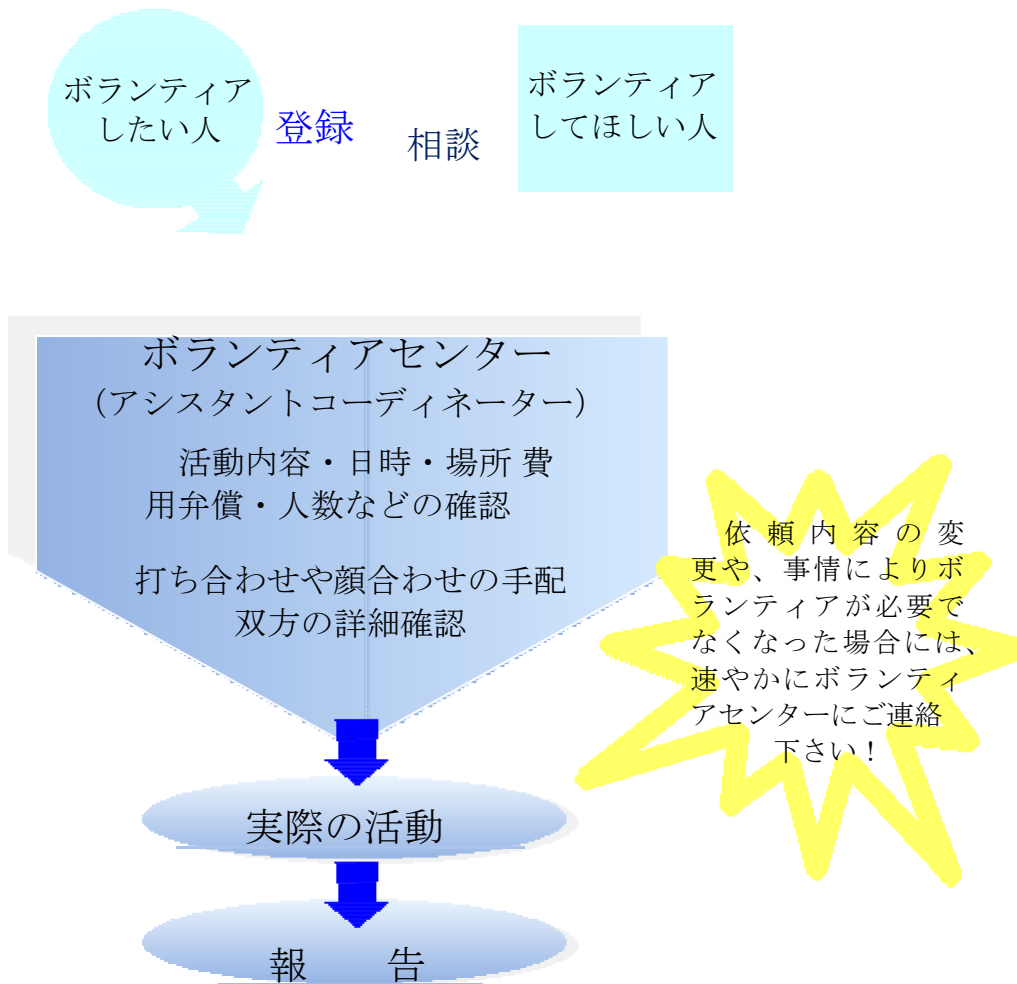
TEL * 504-5625 (ボランティア専用)
504-5619 (社協代表)

FAX * 504-5616

E-mail * info@yturumi-shakyo.jp

URL * <http://www.yturumi-shakyo.jp/>

● ボランティア活動までの流れ



ボランティアセンターは、ボランティアをしたい人・してほしい人の間に立って、活動の調整をします。

疑問や不安に感じたことや、活動の感想や報告など、お気軽にご連絡ください。

● ボランティアを依頼するにあたって

ボランティアさん活動の趣旨をご理解いただくとともに、お願いする内容について、次のことをご確認ください。

① ボランティアで対応できることですか？

専門的な内容や、負担が大きいものは、ボランティアでは対応できないこともあります

また、場合によっては、制度や他機関の利用、家族の協力などについても検討してみましょう（窓口でもご相談にのります）

② 受け入れの準備はできていますか？

家族の方などは、ボランティアを受け入れることを理解していますか？

また、事故などに対しての心構えはできていますか？

③ 対等な関係を築きましょう

ボランティアは、「してあげる」「してもらう」関係ではなく、対等な関係です

また、ボランティアは善意の気持ちを持って活動しており、「安く働いてくれる人」ではないことをご理解下さい

④ 余裕を持ってお願いしましょう

ボランティアは、それぞれの生活の中で、空いた時間を使って活動しています

依頼は、時間的な余裕を持ってお願いします

- ※ 場合によっては、ボランティアの急な事情により活動ができなくなることもありますので、ご了承ください。

※ 職業斡旋はしていません。

